

令和5年度（2023年度）
吹田市障害者福祉施設等整備補助事業

補助事業者募集要項

令和5年6月

吹田市

福祉部 障がい福祉室

1 趣旨

障がい者が地域で安心して暮らせる環境を整備していくため、「第6期吹田市障がい福祉計画」（以下「障がい福祉計画」という。）に基づき、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の補助協議対象となる、障害者福祉施設等を整備する事業者（以下「整備事業者」という。）を募集し、選定を行います。令和5年度に選定する整備事業者は、令和6年度に障害者福祉施設等を整備する事業者となります。

2 補助事業概要

本事業は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、緊急性及び必要性の高い障害者福祉施設等の整備に対し、補助金の交付を行うものです。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金は、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知（以下「国補助要綱」という。）」に基づく制度となります。

本市が附属機関として設置する「吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において整備事業の審査を行い、国庫補助協議対象事業者の選定を行います。

3 対象施設及び内容

- (1) 国庫補助要綱第2の4の表(3)又は(4)に規定する施設のうち、同表に規定する設置者により設置された施設
- (2) 国庫補助要綱第2の3第2号の表及び第3号の表で規定する整備内容であるもの
- (3) 本市の障がい福祉計画その他本市の障がい者等施策における方針に適合しているもの

4 応募資格

- (1) 整備事業者の主体は法人であること（複数法人の共同での申込不可）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第36条第3項に定める欠格事項に該当しないこと
- (3) 法人及びその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと
- (4) 法人等及び代表者、役員（就任予定者含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、又は、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

5 応募条件

- (1) 法人（運営法人）自らが開設し、指定を受け、運営するものであること
- (2) 建設用地の確保が確実であると認められること
- (3) 整備期間内において施設整備が完了し、円滑に開設が見込まれる計画であること

6 スケジュール

事項	時期
市への事前相談	令和5年5月8日～7月31日
市への協議書提出	令和5年8月31日まで
選定委員会（書類審査とプレゼンテーション審査）	令和5年10月下旬～11月中旬頃
選定結果の通知	令和5年11月下旬頃
国庫補助協議の実施通知	令和6年3月頃
国庫補助協議	令和6年3月以降
国庫補助金交付内示	令和6年6月頃

7 申請手続

(1) 事前相談

ア 受付期間

令和5年5月8日（月）から令和5年7月31日（月）午後5時30分まで（土日祝除く）

イ 相談先

福祉部 障がい福祉室 計画グループ

ウ 方法及び順序

電話、メール等で連絡の上、相談受付表（ホームページに掲載）等の必要事項を記入し、提出してください。

エ 留意事項

(ア) 申請に当たっては、市への事前相談の手続を必須とします。事前相談後、申請を希望する法人に対し、提出書類等を個別にお渡しします。

(イ) 事前相談は、法人代表者、施設長予定者又は法人の職員であって、計画内容を熟知している方が行ってください。

(2) 申請

ア 受付期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月31日（木）午後5時30分まで（土日祝除く）

イ 提出書類

別紙「提出書類等一覧」のとおり ※その他、追加で資料の提出を求める場合があります。

ウ 提出先

(1) イの相談先と同じ。

エ 提出方法

必ず事前に電話連絡し、日時を予約の上、提出先まで持参してください。（郵送不可）

8 提出書類の作成、提出にあたって

(1) 書類作成について

ア 審査調書等の作成にあたっては、すべて電子データでの作成とします（手書き不可）。

イ 審査調書等の作成にあたっては、適宜、エクセル、ワード様式の項目の修正・追加、行の挿

入、セル幅の拡張等を行っていただいて構いません。

(2) 書類提出について

ア 提出書類は原則A4サイズとします。A3の場合は見やすいように折りたたんでください。

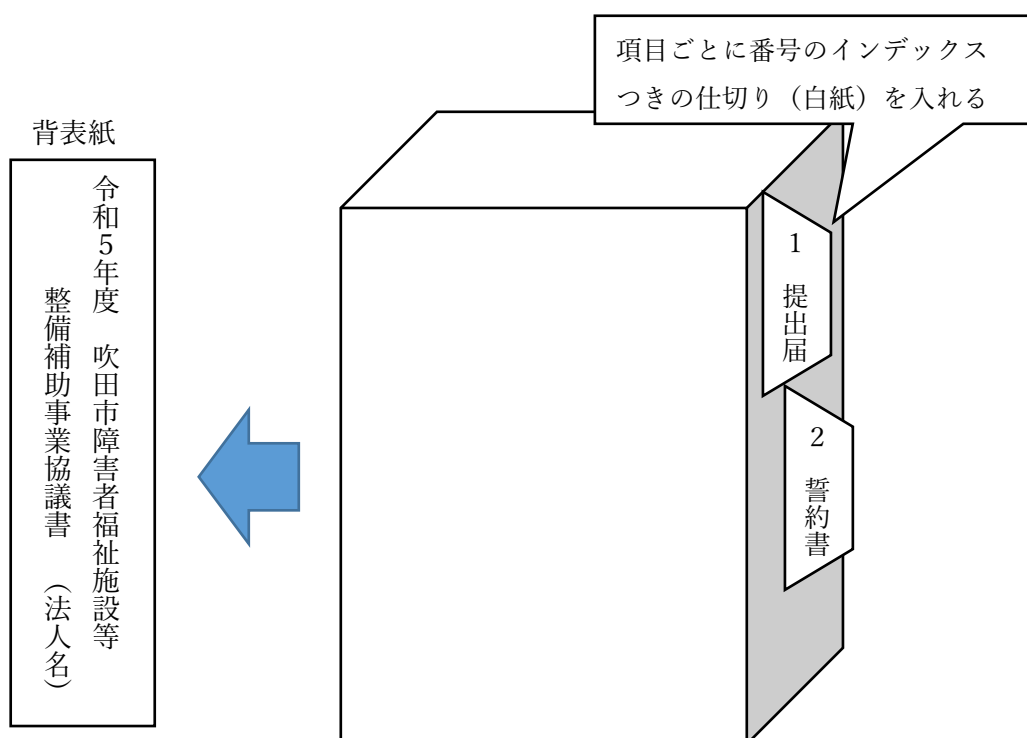
イ 提出書類は最終的に12部（事務局分、選定委員分、国庫協議提出分）提出していただきますが、最初は1部提出していただきます。確認、修正差し替え完了後に残りの分を提出していただきます。

ウ 提出書類の製本について

(ア) 各提出書類を、協議書一覧及び審査調書一覧の順に整理し、ページ番号をつけること。

(イ) 書類ごとにインデックス付きの仕切り（白紙）を入れること。

(ウ) 各提出書類を、ファイルやバインダーに綴り、表紙と背表紙に「令和5年度吹田市障害者福祉施設等整備補助事業協議書」及び事業者名（法人名）を記載すること。



9 選定方法

(1) 選定機関の設置

本市の附属機関であり、有識者等で構成する選定委員会において整備事業の審査を行います。

(2) 審査の進め方

別紙「令和5年度吹田市障害者福祉施設等整備補助審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、本市計画との関連性、法人の適格性、事業計画、法人の財務状況等の観点から、書類審査とプレゼンテーション審査を行います。（応募資格及び応募条件を満たしていない場合は、審査の対象とはなりません。）

なお、申請者が1者の場合においても、審査を行います。

(3) 選定方法

合計点数から審査基準「Ⅱ 障がい福祉計画との関連性等」の点数（60点）を除いた点数において、各委員の審査得点の平均点が満点の60%以上である応募者を選定します。

また、選定の際には、各委員が得点率（合計点数を満点で除して算出した数値）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い順に優先順位を付します。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議により決定します。

(4) 選定結果の通知

選定委員会の結果については、全ての応募者に対して書面で通知します。

(5) 補助金について

上記手順で選定した結果を踏まえ、市の予算の範囲内において、国庫補助協議対象として国へ申請を行います。

なお、国庫補助協議において国庫補助の対象とならなかった場合、補助金は交付されません。また、対象となった場合であっても、補助金額の上限額から減額となる可能性があります。

10 その他留意事項

- (1) 本募集要項のほか、国補助要綱を熟読してください。
- (2) 本件の応募に関する一切の費用は、すべて応募法人の負担となります。
- (3) 選定後、整備計画に重大な変更等が生じ、国庫補助協議で変更が認められない場合において生じた法人の損害等については、本市は一切補償しません。
- (4) 受付後に申請を辞退する場合は、辞退届が必要です。（様式は任意）
- (5) 選定された後に辞退することは、市の行政計画全体に大きな支障をきたすことになるため、その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。
- (6) 提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- (7) 国の令和5年度補正予算による社会福祉施設等施設整備費の募集がある場合は、本募集要項による手続を経て選定された事業者のうち、希望する事業者について国庫協議を行います。（この場合、スケジュールが前倒しになります。）募集があれば、対象者に別途お知らせします。

11 問い合わせ先（相談先・提出先）

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 福祉部 障がい福祉室 計画グループ（低層棟1階 115番窓口）

電話：06-6384-1349（直通）

FAX：06-6385-1031

提出書類チェックリスト

種別	様式等	No.	名称	✓	備考
基本書類	—	1	提出書類チェックリスト		
	様式1-1	2	吹田市障害者福祉施設等整備補助に係る審査調書等提出届		
	様式1-2	3	誓約書		
審査調書	様式2	4	整備の概要及び整備用地について		
	様式3-1	5	役員構成等の適否		
	様式3-2	6	法人の役員・評議員名簿		
	様式4	7	整備スケジュール		
	様式5	8	障がい福祉計画との関連性等		
	様式6	9	施設の耐震性からみた整備の緊急性		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の場合]
	様式7-1	10	法人の理念及び運営方針		
	様式7-2	11	障がい福祉サービス等事業実績		
	様式7-3	12	適正な法人運営		
	様式8-1	13	整備の必要性		
	様式8-2	14	事業計画		
	様式8-3	15	地域交流・連携		
	様式8-4	16	障がい者の権利擁護		
	様式8-5	17	危機管理体制		
	様式8-6	18	苦情解決体制		
	様式8-7	19	職員体制		
	様式8-8	20	職員配置予定表		
	様式9-1	21	財務状況等		
	様式9-2	22	整備に係る資金計画書		
	様式9-3	23	借入金状況一覧表		
様式9-4	24	借入金償還計画書			
様式9-5	25	事業収支計画書			
様式10	26	加算要件			
審査調書添付書類	様式2関係	27	土地に係る登記事項証明書(登記事項の全部を証明した書類)		
		28	贈与契約確約書、売買契約確約書又は所有権移転確約書(写し)		[自己所有土地(購入済)の場合]
		29	契約書、仮契約書又はそれに準ずるもの(写し)		[自己所有土地(購入前)の場合]
		30	地上権設定契約書又は地上権設定仮契約書(写し)		[借地の場合]
		31	位置図や住宅地図などの用地の配置状況がわかるもの		
		32	現在の用地の状況がわかる写真		
	様式4関係	33	施設整備に係る工程表		
		34	建築確認済証(写し)		
	様式6関係	35	建築検査済証又は建築計画概要書(写し)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の場合]
		36	建物に係る登記事項証明書(登記事項の全部を証明した書類)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の場合]
		37	建物の写真(外観及び改修する箇所)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の場合]
		38	贈与契約書、建物売買契約書又はそれらの確約書(写し)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の場合] [自己所有建物の場合]
		39	賃貸借契約書又はその確約書(写し)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の場合] [賃貸建物の場合]
		40	改修工事に係る貸主の承諾書(写し)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の場合] [賃貸建物の場合]
		41	耐震基準適合証明書の写しなど、耐震診断結果がわかる書類等		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の場合] [耐震診断を実施した場合]

種別	様式等	No.	名称	✓	備考
審査調書 添付書類	様式7-1関係	42	定款		
		43	事業計画書及び事業報告書		
		44	法人のパンフレット等		
	様式7-3関係	45	指導監査報告書、特別監査報告書、その他監査に係る書類		
		46	外部監査結果報告書の写し		
		47	第三者評価事業の受審結果の写し		
	様式8-2関係	48	設計図(配置図、平面図、立面図)		
		49	各室の面積がわかる書類		
	様式8-3関係	50	施設建設の説明及び取組内容等に関する資料		
	様式8-4関係	51	権利擁護や虐待防止に係る取組がわかる資料		
	様式8-5関係	52	防災に関するマニュアル、訓練記録、体制図等		
		53	事故防止、防犯対策、急病時対応、感染症等に関するマニュアル、訓練記録、体制図等		
	様式8-7関係	54	就業規則や給与規定等		
		55	人材育成の取組及び研修の実施、参加状況等がわかる資料		
	様式9-1関係	56	財産目録		直近のもの
		57	貸借対照表		直近のもの
		58	資金収支計算書		直近のもの
		59	事業活動計算書		直近のもの
	様式10関係	60	公的機関の見積書及び受注業者の見積書(公的機関で見積もりができない場合は2社以上)		[就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算を算定する場合]
		61	協議対象設備のパンフレット等		[就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算を算定する場合]